

新保加保善課

HM
SA 15045

御用船乗組船員の状況

御用船乗組船員の状況

昭和十二年十月

355322

国立公文書館	
分類	二二六
配架番号	A 15
登録番号	47-10

47-10

目次

はしがき	一
一、勤務紀律の状況	二
(1) 甲板部員	三
(2) 機器運営	四
(3) 司厨部員	四
(4) 高級船員(運務士)	五
二、待遇状況	五
三、不平、不滿の状況	六
(1) 収入の不均衡に対する不満	九

(1) 日本海員組合	新日本海員組合	新日本海員組合
(2) 海員協會	海員協會	海員協會
(3) 御用船乗組員を對する海上労働團體の態度	御用船乗組員を對する海上労働團體の態度	御用船乗組員を對する海上労働團體の態度
大 船内に於ける下級船員統制狀況	大 船内に於ける下級船員統制狀況	大 船内に於ける下級船員統制狀況
五 待遇改善運動發生狀況	五 待遇改善運動發生狀況	五 待遇改善運動發生狀況
四 船內賃金制度に對する影響	四 船內賃金制度に對する影響	四 船內賃金制度に對する影響
(4) 行動不自由に對する不滿	(4) 行動不自由に對する不滿	(4) 行動不自由に對する不滿
(3) 食料の粗悪に對する不平	(3) 食料の粗悪に對する不平	(3) 食料の粗悪に對する不平
(2) 勞働強化に對する不平	(2) 勞働強化に對する不平	(2) 勞働強化に對する不平

はしがき

最近御用船乗組員中に於てその勤務、待遇等に憤り不平、不滿の氣運擗頭しつゝあるやの風評あり。御用船乗組員の任務が軍隊並に軍品の輸送てふ重要性を有せると、従つてそれが勤務上於ける言動が延いては軍の作戦計畫其れ海上労働者に及ぼす影響の著大なるものあるべ鑑み不取扱海陸空總中大坂、兵庫、神奈川、廣島、山口各府縣よりの調査報告に基き一應その實情を収穫むること、せゆ

一、勤務紀律の状況

御用船乗組員は各船舶会社、順次及び乗組員の数等によりて一定し居らざるも大体に於て平時勤務を比し著しき過務をして、休憩時間も正規に與へられず、勤務と睡眠不足とによりて何れも過勞に陥れる状況なり。

而も船内に於ける紀律は極めて厳格にして當初の如きは上陸、通信等殆んど禁止に等しき制限を受け、行先、入港検定日等も全然判明せざる爲め、家族朋友との面接もならず、又手紙に依る通信も簡便なる通信文以外は許されず、疾病に際しても軍醫の診断なき限り又其他の場合に於ても特別の理由なき限り上陸、下船を許

されざる模様なるが、最近に至り事變の長期化に伴ひ船舶勤務に於ても持久力を保持せしむる必要上、相當考慮を加えられ緩和を見たる模様なり。

(1)

甲板部員

甲板部員は平時に於ては午前六時より午後六時迄の十二時間勤務なるが、御用船繕修後は通常七、八名位増員さるゝも車隊並車齋品等輸送中は昼夜の間なく車の船内作業の補助に服し、又入港中は荷役（車齋品の積み降し）に際しても併仕人夫等を可及的使用せざる爲め之が勞務にも從事せざるべからず、休憩時間の如きも極めて僅かの模様なり。

事務部員は、主として事務室にて事務作業を行ふが、其の勤務時間は、午前九時より午後五時迄の間である。然し、支那沿岸へ向うる航路では、船内にて事務作業を行ふ事がある。即ち、支那沿岸にて、船内にて事務作業を行ふ事がある。

機関部員は、主として機関室にて機関作業を行ふが、其の勤務時間は、午前六時より午後六時迄の間である。然し、支那沿岸へ向うる航路では、船内にて機関作業を行ふ事がある。

機関部員は、主として機関室にて機関作業を行ふが、其の勤務時間は、午前六時より午後六時迄の間である。然し、支那沿岸へ向うる航路では、船内にて機関作業を行ふ事がある。

(2) 機關部員

機關部員は、平時に於ては四時間勤務、四時間休憩の三交代八時間勤務制なるが、御用船徴用後も勤務の性質上殆んど増員なく、勤務も亦平常と大差なき状態なるが、支那沿岸へ向うる航路では、運航中は休憩を廢し、何れも就勤し居れる状況なり。

(3) 司厨部員

司厨部員は、平時は甲板部同様午前六時より午後六時迄の十二時間勤務にして、御用船徴用後は十二名乃至二十名程度の増員を爲せり、而して其勤務は往路は殆んど休憩時間なく、緊劇なるも復路は比較的閑散にして充分休養を振り廻る機構なり。

(1)

船
長

本
艦
の
三
側

御用船乗組船員に對しては一般的には御用船手當として

二、待遇状況

船長以下一、二、三等運轉士と稱せらるゝ者及び下船舶運轉上の責任者なるが、他の公用船と共に隊伍を組みず單艦機關の下に航行する際於ては前船との距離、速力、弱強等の點につき一々車の指揮を服しつゝ運統せざるべからざる關係上、技術的並

精神的に相當困難を感じつゝある様子なるも其他の點に於ては至時と大差なき模様なり。

(4) 高級船員(運轉士)

支給額		支給額	支給額
高級船員	本俸の三割	中級船員	本俸の二割
(1) 高級船員	本俸の三割	(2) 中級船員	本俸の二割
(3) 下級船員	二割	(4) 临时増員船員	日給月額の一割

の支給あり。尙临时以外の船員に對しては船長以下下級船員を通じて物價賄費手當として各本俸の二割支給せらる。

今下級船員につき本来の乗組員と临时船員との收入状況を對比すれば次表の通り

御用船乗組員に対する給與調

區別	本俸	物價騰高手當 (本俸の二割)	御用船手當 (本俸の二割)	計
本來の乗組員 (B級十年勤続者)	六二、〇〇	一一、四〇	一一、四〇	八六、八〇
C級の者にして諸手當を合して約七十圓に達する程度				
臨時船員	(日) 総			
水火夫(含職長)	二三、〇〇			
司厨部	一五、〇〇			
料理人	一九、〇〇			
給任	二一、〇〇			
		日給額の二割		
		最高一八〇〇〇	前後より	
		最底九〇〇〇	前後より	

備考、本表の外日本郵船會社に於ては危險區域運航船のみに對して危險手當として船員本俸の三割以下、其運航費本俸の二割以下を其他一萬圓程度に於ては馬金補除手當として一金につき八圓乃至十圓程度を支給し居れる模様

以上の表によりて明瞭なるが如く御用船乗組員に對する給與は本來の乗組員よりも臨時船員に對するもの遙かに厚きを知るべし即ち右表に例舉したる如く本來の乗組員ヨ級（役付）十年勘積の者にして收入總額八十七圓に満たざるに反し、臨時船員は全級の者にして平均日給三圓（月九十圓）の外御用船手當（二割）月十八圓合計百八圓にして約三十圓の開きあり。其他の者に於ても略々之と同様にして最下級臨時船員に於てすら月收約九十圓にして本來の乗組員たるA級（職長）水火夫長）と同一程度の收入を受け、十數年來海上生活を爲せる下級船員の上位に在り。

三、不平不滿の狀況

御用船乗組員は事變當初は極度に緊張し、寧ろ御用船乗組員以て名譽とし、一種の誇りもて何れも協力一致眞摯なる態度を以て輸送任務に服しつゝありしが前絃の如く臨時船員との間に於ける收入の巨差、並に労働強化による疲労の加重、及び行動不自由其他種々の原因によりて未だ表面化する程度に至らざるも漸次勤務待遇等に關し不平を持つに至り、不満の口吻を洩すが如き傾向を示すに至れり。今その重なるものにつき調査の結果を摘記すれば次の如し。

(1) 収入の不均衡に対する不満

前絃の如く臨時船員と本來の乗組員との間に於ては大体三十回

は、船員の待遇改善の問題、船員の労働強化の問題、船員の雇用問題等、多種多様な問題が存在する。その中で、最も問題視されるのが、船員の待遇改善の問題である。これは、船員の労働条件の悪化、船員の労働強化の問題、船員の雇用問題等、多種多様な問題が存在する。その中で、最も問題視されるのが、船員の待遇改善の問題である。

前後の差額を生じ、臨時船員が本來の乗組員の上位に在るが如き現象を呈し居れるがこれが最も不満の有力原因とも認められ、各船主間に於ても之を此儘永續せしむるに於ては相當憂慮すべき事態を惹起するには非ずやと警戒しつゝある模様なり。而して此點については目下海事協同會に於ても対策講究中の如し。

(2) 勞働強化に対する不平

絃上の如く平時に比し就労時間延長されたるのみならず、労務の過重、睡眠時間の不足より相當疲労に陥れる状態なり、加之臨時船員のうちには海上労働力極度の逼迫に際し全然経験なき農村出身者等を以て之に充當したるため全然用をなさず、爲め

に場合によりては本來の乗組員に於て之が代行を爲さるべからざるが爲め過勞の度は一層加重せらるゝ状況なり。一面臨時船員の乗船によりて居室の不足と不備を來し甚しきは就寝場所なき爲め船内各所に於て就寝するもの多數あり。この點についても改善を要望せんとするもの相當強く、前記收入問題に次いで不満の大なる原因を成せりと認めらる。

(3) 食料の粗悪に対する不平

御用船の食料は官給にして各船共運輸部直屬の司厨長乗船し、之を處理し居れるが平時に比し粗悪にして普通船中賄の約半額に相當する程度なる爲め之亦不平の原因となり居れるが一部船

員中には復路のみ常食配給或は一定食費差額支給を要望しつゝある者もある模様なり。

(4) 行動不自由に対する不満

前段の如く御用船として重要な輸送任務と車の機密漏洩防止等の關係より當初は船長の外は絶対に上陸を許可せず、病氣其他已むを得ざる事由によりて上陸、下船等爲す場合に於ても連輸部軍醫の診断、或は必要な證明なき限り之を許さざる方針の下に極めて厳格に取扱ひたる爲め著しき痛痒を感じ、之が綏和方を懇願せんとする氣配もあり、一面何彼と理由を取締ひて下船する者相當數に達し之が補充難に一層の拍車を加へたる狀

況なりしを以て之が下船防止並に不満緩和策として最近に至り輸送任務に支障なき限り嚴重なる制限を附し、三分の一程度の上陸を許可し（神戸運輸部）又は乗船の際已むを得ざるものゝ外下船せしめざる條件を附し、一面娛樂、慰安施設として廣島灣中に在る繪之島（周囲約一里位の島にして軍事要地として常人に對しては許可なくして上陸せしめず）に海員俱樂部を設置し料理屋、飲食店、接客婦等を設け御用船乗組員に限り上陸せしむる（字品運輸部）等對策を講じたる爲め相當の效果を挙げつゝある模様なり。

四 船内貸金制度に対する影響

從來船内に於ては職長（水、火夫長、司厨長）級に於て下級船員に對し不當なる高利を以て貸金を爲す惡習恒存し、遞信當局に於ても船員法其他に於て銳意之が矯正に努めつゝありたるが尙依然として弊習の跡を絶たざる現状にありしが御用船乗組員は紋上の如く一般船舶乗組員に比し收入多きに反し其行動の自由を制限されつゝある關係上金錢を浪費する機會殆どを以て自然船内貸金制度に影響を及ぼし漸次其必要を見ざるに至るが如き傾向を辿らんとしつゝあり。一面斯る現狀は職長級にとりては相當の打撃と云ふべく從つて是等職長級に於ては前紋の如き船員の不平不滿の空

次葉以降の資料の枚数は、公開行のものに付ける
リバーベージーが複数あるあとのある入札等が複数ある
二枚の。当然資料を取りはずして三枚の。これに換えて
二枚の入札(複数)にて住所の一部等も)を提出して
提出してあります。

昭和
51年7月12日

国立公文書館

氣を誇大に取扱はんとする傾向なきにしもあらずと認めらるゝ節もあり、相當の注意を以て推移監視しつゝあり。

五 案遇改換問題發生狀況

神戸市大同海運株式會社

備 船 福 丸 (貨物船 四三七八八噸)

は本年八月二十五日御用船として徵用せられ就航しつゝあるものなるが九月十九日

神戸入港と同時に同船乗組

油 差

當三十三年

は同船々長に對し食事並に寢室改善方口頭を以て願出でたるが船長は同人が航海中常に一般乗組員に對し

「現在の様な粗食では到底乗船出來ない。又寢室も休憩者半分就寝することすら困難である」

等の不平を漏し、其他種々煽動的態度を示したるを理由に此旨神戸憲兵分隊に申告せり。同隊に於ては即時――を連行取調べの上嚴戒釋放したる模様なるが前記會社に於ては本人の再度乗船は今後に於ける一般乗組員の統制困難なりとし雙方協議の結果金一封（四十圓）及隨意旅費金二圓五十銭を支給、任意下船せしめ、缺員補充の上何等支障なく出帆せり。

六、船内に於ける下級船員統制狀況

船長以下高級船員に於ても下級船員の不平不満に對しては相當理解し同情を表し居れるが軍の注意もあり時局の重大と任務の重要性に鑑み銳意自重して任務に邁進すべき旨を諭し、指導に當りつつある模様なるが一部には斯る狀態が永續するに於ては過勞による精神的、肉体的缺陷の生ずる虞あり又その不平不満は將來何等かの形となりて表面化するを憂慮せる者もあるが如し。

七、御用船乗組員に對する海上労働團體の態度

(1) 日本海員組合（組合會議加盟）

日本海員組合に於ては事變發生に伴ひ、海員たるの本分上當然

御用船乗組其他海上輸送の重要任務に從來すべきものなるに鑑み、
取りあへず組合長名義を以て左記〔〕の如き時局對處方針を各支部
に通達し早晚徵用せらるゝことあるべき御用船乗組員に対する懇
倍について遺憾なきを期すべき旨注意を與ふる所ありたるが更に
七月二十一日附「北支事變に際し組合員諸君に告ぐ」と題し海運
產業の國防的重要性と海運勞動從事船員の國家的使命の重大を說
示せる印刷物を作成して各支部宛發送せり。

その後七月二十八日御用船乗組船員の待遇に關し、船主協會宛「
日清、日露及滿洲上海事變當時の例に倣ひ給料の二割に相當する
金額」を特別手當として支給方要請し兩者協議の結果その要求を

（1）御用船乗組員中本來の乗組員と臨時船員との間に於ける給料不均衡を均等ならしむべく海事協同會委員會に提案すること。

（2）御用船乗組員中本來の乗組員の不用意の罰勅が往々にして軍機漏洩乃至流言發語の根源となり易きに鑑み、八月九日左記〔〕の如き注意書を各支部宛發送し、一般に周知方注意せるが、最近に於ても左記〔〕の如く勤務上一段の自重を要望せる指令約一千部を作成し各船主氣付にて配布せり。尙九月二十日幹事會に於て

（1）御用船乗組船員死傷手當獲得に關し海事協同會委員會に提案すること。

容れらるゝことゝなれり。

更に其後に於ても御用船乗組員の不用意の罰勅が往々にして軍機漏洩乃至流言發語の根源となり易きに鑑み、八月九日左記〔〕の如き注意書を各支部宛發送し、一般に周知方注意せるが、最近に於ても左記〔〕の如く勤務上一段の自重を要望せる指令約一千部を作成し各船主氣付にて配布せり。尙九月二十日幹事會に於て

（1）御用船乗組船員死傷手當獲得に關し海事協同會委員會に提案すること。

は御心配な事無く、御用船等の運航に於ける問題を大々的
に取扱つて、その在庫を守らねばならぬ事等が出来た。即ち、本件の如きは、

前記の如く、

（支那側）の御用船等の運航に於ける問題は、皆で知り、且つ日本側はより

多く、且つ甚だ多く、其の運航等、其の運航の問題等は、より明瞭である。

（支那側）の御用船等の運航に於ける問題は、皆で知り、且つ日本側はより

多く、且つ甚だ多く、其の運航等、其の運航の問題等は、より明瞭である。

（支那側）の御用船等の運航に於ける問題は、皆で知り、且つ日本側はより

多く、且つ甚だ多く、其の運航等、其の運航の問題等は、より明瞭である。

（支那側）の御用船等の運航に於ける問題は、皆で知り、且つ日本側はより

多く、且つ甚だ多く、其の運航等、其の運航の問題等は、より明瞭である。

（支那側）の御用船等の運航に於ける問題は、皆で知り、且つ日本側はより

多く、且つ甚だ多く、其の運航等、其の運航の問題等は、より明瞭である。

左記(一)

各支部長に對する指令（七月十二日）

「前略……今後支那側の出様次第にて事件の擴大は到底免
れざるものと存じ候、萬一右様の事態にも相成候は、御用船運
送船等の發送は當然に想像せらるべき事にて其際に於ける各船
乗組組合員に對する覺悟等について遺憾なきを期せられ度く要
するに前記御用船等に乗組員となつて第一線に於て活動をなす
べき組合員に對しては其重大なる使命を充分に認識せしむべき

御用船乗組員は軍及軍需品輸送の任に當る關係上無意識の裡に軍の機密漏洩乃至流言蜚語の根柢となり易きを以て今回の事變に關し現在御用船に乗組む者乃至之を下船したる者は輕率に輸送の事實を口外せざる様御注意ありたるを以て

こと特に肝要なる事と存ぜられ申候……中略……斯くすることに依つて忠良なる臣民としての義務を果し得らるゝものなる事申上ぐる迄もなき次第と存じ候……下略

左記(二)

各支部長に對する指令(八月九日)

御用船乗組員に關する件

右に關し内務省より特に御用船乗組員は軍及軍需品輸送の任に當る關係上無意識の裡に軍の機密漏洩乃至流言蜚語の根柢となり易きを以て今回の事變に關し現在御用船に乗組む者乃至之を下船したる者は輕率に輸送の事實を口外せざる様御注意ありたるを以て

本船の開港するに當りては、船員の待遇改善並びに船員の生活の問題等、諸君の御心配をうかがふる。然るに、本船の運航は、船員の待遇並びに生活の問題等、諸君の御心配をうかがふる。然るに、本船の運航は、船員の待遇並びに生活の問題等、諸君の御心配をうかがふる。然るに、本船の運航は、船員の待遇並びに生活の問題等、諸君の御心配をうかがふる。然るに、本船の運航は、船員の待遇並びに生活の問題等、諸君の御心配をうかがふる。

名文書にて記す如右

左記

各幹部に於ては此點に關し特にそれ等の船員に對し留意相成度候

拜啓時、下非常時の祖國に於ける對外的第一線たる海上に活躍さる諸君の御勞苦は想像するだに感謝に堪へざる次第に候
しかるに最近仄聞するところによれば一部特殊船乗組員中その特殊の勞務に比し現在の定員不足なりとして増員を要求しつゝある向あるやに傳へられ候

かかる要求は船内事情より見て平時に於ては勿論合理妥當なるもの有之べきかと存じ候も非常時の今日に於てはたゞへ勞働實情より見て合理妥當なるものとするも船員需給關係は極度に切迫し到

底各船の要求に應じ得るに足る求職者は陸上に求むる事不可能なる今日當事者たる諸君としては誠に無理からぬ要求とは存じ候も國家非常時に於て生命を賭し戰地に活躍し居る將兵の勞苦を偲び軍屬同様の重要な地位にある諸君の職務を冷靜に考慮し忍ぶべからざるを忍ぶ覺悟を以て辨處され度候

次に食糧の内容についても不平ある旨傳承いたし候も右は特殊船乗組員たるその重要性より見て現在以上にこれを改善し得ざる特別の事情有之從つてこの問題も定員問題同様軍人諸氏の勞苦を思ひ準軍屬的精神を以て忍耐さるゝ事を切望いたし候

(2) 海員協會（組合會議加盟）

船舶乘組高級船員を以て組織せる海員協會に於ては事變發生後七月十七日各高級船員一同に對し左記(一)の如き指令を發し帝國高等海員としての本分を確守すべき旨の注意を喚起する處ありたるがその後前記日本海員組合と全様趣旨の下に八月六日左記(二)の如き造言蜚語取締に關する指令を地方各支部長宛發送すると共に更に全日附「時局重大の秋帝國臣民として又日本海運の第一線を護る日本高級船員として名譽と誇りとを堅持し、自重奮闘せんこと」を要望せる檄を作成、是會員に配布せり。

左記(一)

「前略……各位は海員として既に非常時局に處すべき方途の訓練を有せられ且其の大部分は海軍豫備員としての軍籍に在らるゝを以て如何なる事態に直面せらるゝも帝國臣民として萬遺漏なき方策を講ぜらるべきを確信致し居候へ共前記の確固たる帝國の大方針を了知せられ日本高級船員の名譽を堅持され御奮闘あらん事を切望して歎まさるものに有之候……下略」

左記(二)

造言蜚語取締協力に關する件

(八月六日)

今固北支事變に關し軍機軍略御用船の行動其他に關し、最近

本会は本県の防衛に關する事項に關する御座候申す迄もなく本會々員は職務上宣傳力偉大なる爲左記事項に關しては特別の御座候あらんことを願上候

稍々もすれば造言贅語を弄する者有之やに聞及候間之が取締協力方本縣特高課より特に注意有之本會各出張所へ指令を發し之が絶滅を期したとのことに御座候申す迄もなく本會々員は職務上宣傳力偉大なる爲左記事項に關しては特別の御座候あらんことを願上候

記

- 一、車隊の行動及編成
- 二、作戦又は用兵に關する事項
- 三、運輸通信に關する事項（特に用船に關する件）
- 四、國土防衛に關する事項

(3)

五 通報防諜又は調査に關する事項

六 滿洲國に於ける前記諸事項に準ずる事項

新日本海員組合（日本主義）

新日本海員組合に於ては七月十三日附「國防の第一線に立つ我等海上労働者も亦愈々全國民との協力を堅くして國論の強化統一に努むると共に炎々火の如き日本精神を發揮し、身命を挺して祖國防衛、東亞鎮護の聖業に勇躍參ぜんとする」旨の聲明を發すると共に更に全十五日本部に於て擴大執行委員會を開催し御用船乗組員に關しては左記(1)の如き「御用船乗組員の件」組合員に對する注意として左記(2)の如き「御用船乗組員の件」

を印刷配布せり。

其後大阪支部に於ては九月十三日御用船乗組員に對し、軍機保持、船内規律恪守等につき注意事項を印刷配布せり

左記(一)

御用船乗組員に關する件

御用輸送船に乘組む海員は非常重大時局に對處する日本國民的立場を認識のもとに一切の功利的觀念を除去し任務の完遂を期すること

左記(二)

御用船乗組員の件

今次之事變に際して必ず多數の船舶が御用船として就航する

本の船員は、船員の子供がお出でにならぬ事、御用船船員の子供がお出でにならぬ事

ことになるであらう。御用船の使命の重大なことは今更いふ迄もないがもし本組合員にして御用船船員として就航する場合は謹慎自重、一意職務に精勤し労働條件其他に關する船内紛争は勿論のこと、個人同志の抗争の如きも絶対に起さざる様慎しまなければならぬ。

もし同じ船内に舊組合所屬の組合員がある場合に於ては一層以上の點に留意すべきである。